

各 位

徳島県保健福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

令和6年度徳島県強度行動障がい者等受入推進モデル事業補助金
に係る事業計画の募集について

日頃は、本県の障がい福祉行政の推進に御理解と御協力を賜りありがとうございます。さて、県では、強度行動障がい者等の短期入所の受入先を確保し、地域での支援体制を充実させるため、短期入所のサービスを提供する事業所が行う環境整備について、その費用の一部を補助するモデル事業を創設しました。

つきましては、徳島県強度行動障がい者等受入推進モデル事業補助金交付要綱（令和6年8月28日制定。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、当該補助金の交付の対象となる「モデル事業所」の指定に係る事業計画の募集を行いますので、指定を希望される場合は、5の提出書類に記載する書類を令和6年9月27日（金）までに提出してください。

なお、指定については、6の採択方法に記載のとおり、審査項目のほか、地域バランス、環境整備により見込まれる効果等を考慮し、総合的に判断し、決定させていただくため、不指定となった場合は、この補助金は交付されませんので、御承知おきください。

1 対象事業者

次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 県内で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所のサービスを提供する事業所を運営する社会福祉法人、医療法人、社会医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、営利法人等のいずれかであること。
- (2) 役員（法人の監査役及び幹事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 精神の機能の障がいにより職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ イに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ 社会福祉法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者

- (3) 環境整備を行う事業所において、「強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）」、「行動援護従業者養成研修」その他「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号）」別表第8に定める内容以上の研修のいずれかを修了した者を配置していること。
- (4) 環境整備を行う事業所について、緊急時の受け入れ・対応の機能を担う地域生活支援拠点等として市町村への届出を行っている者又はこの補助金による環境整備が完了するまでの間に当該届出を行うことを確約できる者であること。
- (5) 環境整備を行う事業所について、令和6年4月1日以降に、これまで利用したことがなかった県内に居住する強度行動障がい者等（※）を新たに受け入れた実績がある者又は令和6年度中に新たに受け入れることが見込まれる者であること。
- (6) この補助金を活用し、環境整備を行った居室等については、特別な事情（居室が満床である等のやむを得ない事情）が無い限りは、強度行動障がい者等の受け入れを拒まないことを確約できる者であること。

（※）強度行動障がい者等

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第1における認定調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作（以下「行動関連項目」という。）について、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）別表第2に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又はこれに準ずる者として市町村長が認める者をいう。

2 補助対象経費

補助対象となる経費は、強度行動障がい者等に短期入所のサービスを提供するための設備改修に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 強度行動障がい者等の退避を目的とした居室等の整備を行う経費

- (2) 窓ガラス、照明器具、扉、床、机、椅子等の家具等について補強を行う経費
- (3) 強度行動障がい者等の受入れに必要な備品の購入等の経費
- (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、強度行動障がい者等の安全を確保するために必要な設備改修を行う経費

3 補助金の額

補助基準額は、50万円とし、補助対象経費の合計額に1/2を乗じて得た額とを比較して、少ない方の額を補助金額とする。なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(例1) 強度行動障がい者等の受入れに必要な備品について、A社とB社から見積を取った結果、A社70万円、B社66万1千円だった場合
 $66\text{万円} \times 1/2 = 33\text{万}5000\text{円} < 50\text{万円}$ であるため、補助金額は33万円となる。

(例2) 窓、床、壁等の強度行動障がい者等が利用する設備の衝撃緩和に関する改修について、A社とB社から見積を取った結果、A社150万円、B社160万円だった場合
 $150\text{万円} \times 1/2 = 75\text{万円} > 50\text{万円}$ であるため、補助金額は上限の50万円となる。

4 提出期限、提出先及び問合せ先並びに提出方法

(1) 提出期限

令和6年9月27日(金)

(2) 提出先及び問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県保健福祉部障がい福祉課 施設サービス指導担当
電話：088-621-2244
e-mail: syougai-fukushika@pref.tokushima.lg.jp

(3) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、「(1)提出期限」に記載する期限内に到着したものを審査の対象とする。

5 提出書類

- (1) 事業計画書(様式1)
- (2) 誓約書(様式2)
- (3) 令和6年4月1日以降に受け入れた1の(5)に記載の強度行動障がい者等に係る「受給者証」及び「短期入所サービス提供実績記録表」の写し ※実績がある場合のみ
- (4) 環境整備に必要な経費に係る2者以上(原則)の見積書
- (5) 写真(環境整備前の状況が分かるもの)
- (6) 図面(環境整備の整備箇所、整備内容が分かるもの) ※改修等の場合のみ
- (7) 直近の決算書(貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書、財産目録等)

※(4)について、目的物が特定の者でなければ納入できないもの等の事情がある場合は、あらかじめ御相談ください。

6 採択方法

モデル事業所の採択に当たっては、5の提出書類を基に書面審査を実施し、次に示す審査項目のほか、地域バランス、環境整備により見込まれる効果等を考慮し、総合的に判断し、決定する。

なお、予算の範囲内での執行となるため、モデル事業所の指定は、3事業所程度を見込んでおり、採択の結果については、全ての応募者に書面で通知する（令和6年10月頃予定）。

<審査項目>

- (1) 事業の目的・内容を十分に理解していること。
- (2) 事業を実施する上で十分な体制であること。
- (3) 事業所での取組みが県内の見本となる意欲が十分であること。

7 モデル事業所の指定後の手続き及びスケジュールについて

(1) 交付申請（事業者→県）令和6年10月頃予定

モデル事業所として指定を受けた事業者は、別に定める期日までに、補助金の交付申請を行う。なお、交付申請に必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

ア 補助金交付申請書（要綱様式第1号）

イ 5の提出書類の写し

ウ 収入支出予算書抄本

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 交付決定（県→事業者）、環境整備着手（事業者）令和6年10月頃予定

モデル事業所として指定を受けた事業者は、県から補助金の交付決定があった後、速やかに環境整備に着手する。

(3) 環境整備完了（事業者）、実績報告（事業者→県）、補助金の額の確定（県→事業者）令和7年3月31日までに

モデル事業所として指定を受けた事業者は、今年度末までに環境整備を完了させるとともに、実績報告を行う。補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査した結果、適合すると認めた場合、交付すべき補助金の額が確定する。

(4) 補助金の支払い（県→事業者）令和7年5月31日までに

(5) 強度行動障がい者等受入推進事業の実施状況報告等（事業者→県）随時

モデル事業所として指定を受けた事業者は、当該事業実施年度を含む2か年度において、短期入所事業所で環境整備を行ったことによる強度行動障がい者等を受け入れた際の課題や効果等の検証を行い、県からの求めに応じ、当該事業実施による効果等について報告するとともに、県が効果的な支援方策を明らかにすることを目的として実施する調査等に協力する。